

奈良県森林審議会議事録

1. 日時：平成18年12月15日（金） 13：30～16：00

2. 場所：奈良市鍋屋町 「共済会館やまと」1F会議室

3. 出席委員

別紙のとおり

4. 審議会の開会

定数報告

委員12名のうち、11名の委員の出席があり奈良県森林審議会規定第2条第2項により本審議会は成立する旨の報告を事務局より行った。

会長等の選出

委員の互選により奈良県森林審議会の会長に山本委員が選出された。

審議会の公開

今回の議案については、非公開とすべき内容がないため公開とされた。（傍聴希望者はなし。ただし、審議会資料の配布については1件あり）

副会長、林地開発審査部会長、同部会員及び議事録署名人の指名

副会長には大谷委員が会長から指名された。また、同審議会の林地開発審査部会の部会長には大谷委員が、部会委員には岡橋委員、田中和博委員、鶴内委員、松村委員が会長から指名された。

また、今回の議事録署名人に田中裕美委員、疋田委員が指名された。

5. 議事及び報告事項

第1号議案 大和・木津川地域森林計画の変更計画（案）について

第2号議案 吉野地域森林計画の変更計画（案）について

第3号議案 北山・十津川地域森林計画の変更計画（案）について

上記第1号議案から第3号議案は、相互に関連しているため一括して審議することとされた。

これらの議案については、森林法第6条の規定に基づき、事前に縦覧に供し、関係市町村並びに関係機関から意見聴取を行った結果、いずれも意見はなかった旨の報告を行った。

変更内容について、事務局から説明を行った。

【議案の概要】

○全国森林計画の変更に伴う地域森林計画の計画量変更

全地域：間伐材積の増加、主伐材積・人工造林面積・天然更新面積の減少

○地域森林計画対象民有林面積の変更

＜市町村合併に伴う変更＞

大和・木津川地域：大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村→宇陀市へ

＜林地開発許可事業の完了に伴う地域森林計画区域からの除外＞

大和・木津川地域：奈良市、生駒市、宇陀市

○「林道の開設その他林産物の搬出に関する事項」の変更

吉野地域：林道開設量を変更

北山・十津川地域：林道（十津川村）の利用区域面積を縮小

○「保安林として管理すべき森林の種類別面積」の変更

全地域：保安林の指定及び保安林の解除の計画面積変更（宇陀市、奈良市、五條市、下市町、天川村、十津川村、下北山村、上北山村）

○「特定保安林の整備に関する事項」の地区数及び面積の変更

大和・木津川地域：要整備森林の解除（御杖村）

吉野地域：要整備森林の指定（吉野町）、解除（吉野町、下市町）

北山・十津川地域：要整備森林の指定（十津川村）、解除（天川村）

【主な質疑の内容】

●（委員）北山・十津川地域森林計画について、今年の4月に計画を樹立したところだが、今回変更するのはどのような理由なのか。

→（事務局）今年の9月に森林・林業基本計画及び全国森林計画が変更したことに伴い、北山・十津川地域森林計画で定める伐採や造林等の計画量について他の計画区同様、変更を行った。また、保安林の指定・解除の計画面積及び要整備森林の指定・解除についても変更があった。

●（委員）保安林の解除について、「公益上の理由」の具体的内容はどのようなものか。

→（事務局）具体的には、県道・農道にかかる部分について保安林の指定を解除するもの。

【審議の結果】

地域森林計画の変更計画書は、全員異議なく原案どおり承認された。

第4号議案 林業労働力の確保の促進に関する基本計画（案）について

議案の内容について事務局から説明を行った。

【議案の概要】

＜林業労働力の確保の促進に関する方針＞

- ・今後5年間で80人の労働力を確保
- ・奈良県林業労働力確保支援センターについて、県が雇用管理の改善と事業の合理化を指導

＜労働環境、雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置＞

- ・文書による雇用契約関係の明確化
- ・労働条件の改善、福利厚生の実施
- ・林業機械化による労働強度の軽減と安全確保の促進
- ・求人者にあった募集方法、吉野高校生徒への就業促進

- ・機械化の推進と路網整備による素材生産性の向上
- ・素材生産性の目標 6.6m³/人・日
- ・高性能林業機械オペレータの養成
- ・施業の共同化等による事業量の安定的確保

<新規就業者に対する措置>

- ・林家の後継者育成のため知識、技術及び森林管理方法を指導
- ・支援センターを介した求職から就業までの一貫した支援
- ・緑の雇用担い手対策事業等の活用

<その他の事項>

- ・支援センターの効率的な事業運営の推進
- ・山村地域への定住促進
- ・森林・林業の社会的評価の向上
- ・森林環境税使途事業を通じた森林・林業への理解促進

【主な質疑、意見】

- （委員）林業労働力の確保は、収入を安定させ、雇用を常態化させることが大事。
→（事務局）本年度より開始した森林環境税について奈良県の特色は、林業労働のために使うことを条例に明記していること。現在の林業界の悪循環を防止、改善するには技術開発はもとより、とにかく材を動かすことが大事と考えている。機械化の推進、また労働者の平均年齢の低下を目指していく。
- （委員）奈良には吉野材に代表される高齢木があり、一方で戦後に植えた比較的若い木も多く、二面性がある。これらの事情が考慮されたいうで「機械化による素材生産性の目標は、皆伐・間伐作業で 6.6m³/人・日」としたのか、またこの数字はどのように出したのか。
→（事務局）大径木においては機械による伐採・搬出は難しく、技術者の育成が必要である。機械化による素材生産の目標については、70～80年生程度までの木であれば高性能林業機械を使えろとし、またそうしないことにはコストダウンはなかなか図っていけないと考えており、先進事例を参考にしつつ、スイングヤーダ、プロセッサ、フォワーダ等を導入すれば、6.6m³/人・日程度の搬出が可能であろうと推定した。県平均で 6.6m³/人・日というよりは、路網密度が比較的高く機械が入ることができるモデル林において、今の賃金水準を下げずに対応できる目安として、6.6を目標値に掲げた。
- （委員）計画案にある「5年間で80人の新規参入確保」について、具体的施策を教えてほしい。
→（事務局）本年度より始まった新しい「緑の雇用担い手対策事業」は雇用対策というより林業労働者確保に目標を重点化しており、約10名が研修を受けている。それ以外も含め、年に20名程度の確保が可能と考えており、現在の林業就業者数やこれからのリタイア数等を勘案して5年間で80人程度と試算した。
- （委員）意見として、若齢林ならすぐ伐ることもできるが、100年以上の木になれば危険が伴い一筋縄では伐れない。簡単には人は育たないということを考慮願いたい。

→（委員）例えば京都では大径化した広葉樹等を処分したい場合に、その木を伐ることができる人がいないというのが現状。奈良の大径木に対する伐採技術は非常に大切である。

●（委員）いろいろな地域を見ても川上村の杣人選手権のような大会はなく、奈良はさすがに伝統ある林業県だと感じた。昨年度大会において終わってしまったが、この大会は林業労働に携わる人が結集し、技術を競いあうという意味で素晴らしい大会だったと今でも考えている。継続を検討されてはどうか。

→（委員）本大会は林業労働者の技術養成の場としても有意義であった。（杣人選手権実行委員長として）お話はとてもありがたいと思うが、経費の問題もある。20回という実績があり、一つの林業の文化を作ったかなとも感じており、今後は少し軌道を変えた方向付けをしていきたいと考えている。

●（委員）機械化することは素晴らしいが、そのためには路網が必要。基盤整備をしなければ若い担い手が集まらないし林業としてもなりたたない。大型機械が使える場所があれば小型機械が適する場所もあり、全国一律のやり方ではなく、奈良県は奈良県の機械化や路網システムを考えていくことが求められる。

●（委員）最近ヘリ集材では採算が取れなくなってきており、路網を整備し出材コストを抑えることが必要と考えている。労働力の着実な確保に向けた取り組み強化もお願いしたい。

【審議の結果】

当議案は様々な立場の委員より幅広い意見を聞き、検討することが趣旨であり、今回出された意見を参考にし、さらに事務局で検討していくことを確認した。

報告事項1 林地開発審査部会での審議結果について

平成18年10月19日に行われた林地開発審査部会で審議された事項について部会長より報告があった。内容については、事務局から説明を行った。

【報告事項1の概要】

吉野町において農地を造成するための10ha以上の林地開発申請があり、第1号議案「林地開発許可案件に関する事」として当部会に諮った結果、全員異議無く承認された。また、第2号議案「松くい虫被害対策に関する事」では、奈良県防除実施基準における特別防除（空中散布）対象の森林区域変更案及び高度公益機能森林、被害拡大防止森林の区域変更案が諮られ、全員異議無く承認された。

報告事項2 森林法第10条の2に基づき許可した林地開発行為について

奈良県森林審議会意見聴取基準により、開発行為に係る森林面積10ha未満のものについては、一括して森林審議会に報告し、意見聴取にかえるものとしており、その内容について事務局から説明を行った。

【報告事項2の概要】

平成17年12月2日から平成18年12月1日までに森林法第10条の2に基づ

き計9件、面積79 ha（新規許可：3件40 ha、変更許可：6件40 ha）の許可を行った。

6. その他

奈良県森林環境税の使途について

平成18年度より奈良県で導入された森林環境税の内容及び進捗状況等について事務局から説明を行った。

【主な意見、質疑】

●（委員）緊急間伐事業について、放置林がなくなるのは良いことだが、施業しないで放置していれば整備してもらえるということにならないか。不公平感のないようにお願いしたい。

→（事務局）通常の間伐は20%程度だが、森林環境税で間伐する森林は環境林と考えており40%の強度間伐を実施する。林内に早急に光を入れ、急激な肥大成長を促すことになり、通常の間伐をするより材の価値は下がる。さらに間伐後10年間は出材しないという協定を結ぶことが前提である。

●（委員）緊急間伐事業における40%以上の強度間伐についてだが、以前、大学の演習林で強度間伐をおこなったとき、乾燥気味のヒノキ林で急激に林内が明るくなったことにより虫が大発生したことがある。スギ林ではそういう例はあまり無いが、ヒノキ林においては十分注意をしていただきたい。

（仮称）奈良県農林振興ビジョンについて

「（仮称）奈良県農林振興ビジョン」の内容及び策定会議の経過状況等について事務局から説明を行った。

奈良県森林審議会委員名簿及び委員の出欠

平成18年12月15日 出席11名 欠席1名

(五十音順、敬称略)

氏名	役職	当会以外の役職	出欠
大谷 一二	副会長	川上村長 奈良県市町村林野振興対策協議会長	出席
岡橋 清元	委員	清光林業株式会社 代表取締役	出席
小野本恵美子	委員	奈良県林業女性グループ連絡協議会長	出席
田口 太望	委員	奈良県木材協同組合連合会長	出席
田中 和博	委員	京都府立大学大学院教授	出席
田中 裕美	委員	近畿大学農学部教授	出席
鶴内 則光	委員	奈良森林管理事務所長	出席
疋田 洋子	委員	奈良女子大学名誉教授	出席
前迫 ゆり	委員	奈良佐保短期大学教授	欠席
松村 和樹	委員	京都府立大学大学院教授	出席
山口 廣美	委員	奈良県山林労働組合長	出席
山本 陽一	会長	奈良県森林組合連合会長	出席

任期 平成18年11月24日～平成20年11月23日